先行的に取組む広域的な新規・拡充事業について

　これまで、大阪市域内での住民サービスについて、府市間の連携が必ずしも十分でなかったことを踏まえ、大阪にふさわしい大都市制度をめざし、知事・市長共同歩調のもと、先行的に取組みを始めた広域的な新規・拡充事業（以下、「先行的広域事業」（別紙1）という。）については、府市統合までの間、以下の考え方で整理する。また、差等補助（差等補助的な事業を含む）についても解消を確認する。なお、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、宝くじ収益金の府市配分割合の見直し（別紙2）を行う。

* 府市それぞれが法令等に基づく権限と責任に応じて関与することを基本に、府は事業が市域外に及ぼす効果や受益の程度も勘案し、広域行政体として一定の財源負担をする。

平成　　年　　月　日

大阪府知事　　松井　一郎

大阪市長　　橋下　徹